

## 委員会内規

1. 日本小児循環器学会に、定款施行細則第 11 条に従って委員会を設置する。
2. 委員会に理事長の指名により担当理事を置く。
3. 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得る。
4. 委員会に数名の副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名し、理事長の承認を得る。
5. 委員会の委員は、担当理事が推薦し、理事会で承認し、理事長が委嘱する。
6. 委員会の委員は原則として日本小児循環器学会会員とするが、その専門領域に応じて若干名の会員外委員を委嘱することができる。
7. 担当理事が委員会の業務遂行上必要と認めた場合には協力員を推薦することができる。協力員は理事会で承認し、理事長が委嘱する。
8. 委員会は、常置委員会と臨時委員会の 2 種とする。
9. 常置委員会は、編集委員会、保険診療臨床試験委員会、学術委員会とする。その他、理事会が業務上必要と認めた委員会を、常置委員会とすることができる。
  - (1) 編集委員会は、日本小児循環器学会雑誌の編集を担当する。
  - (2) 保険診療臨床試験委員会は、本学会に関連する診療行為に関わる診療報酬の諸問題と臨床治験に関する問題を検討し、その対策を講ずる。
  - (3) 学術委員会は、学術に関する諸提言を行い、かつ、分科会および研究委員会などの本学会としての学術活動を統括する。
10. 臨時委員会は、諮問委員会、研究委員会とする。その他、理事会が必要と認めた委員会を、期限を限って設置することができる。
  - (1) 諮問委員会は、理事会が業務上必要と認めた事項について審議する委員会で、その結果は理事会、評議員会、必要に応じて会員に報告する。
  - (2) 研究委員会は、主として全国規模の学術調査研究を目的とする委員会で、設置規定に従って設置することができる。承認を受けた研究について、研究終了後その成果を委員会の名前で速やかに公表しなければならない。
11. 各委員会は、経費の補助を受けることができる。
12. 本内規の改正は理事会の議決により決定する。

附則 日本小児循環器学会委員会内規および同研究委員会設置規定は平成 10 年 7 月 23 日より施行する。

附則 日本小児循環器学会委員会内規および同研究委員会設置規定は平成 14 年 8 月 30 日より改訂する。

附則 日本小児循環器学会委員会内規および同研究委員会設置規定は平成 27 年 9 月 27 日より改訂する。